

歯科健康診断(労働安全衛生規則第48条)

次の物質のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に歯科医師による健康診断を実施しなければなりません。

対象業務

- 1 塩酸
- 2 硝酸
- 3 硫酸
- 4 亜硫酸
- 5 弗化水素
- 6 黄りん
- 7 その他歯又はその支持組織に有害な物